

一方、法令上の定義では、地方で制定される法令案のコンセプトの調和、一体化及び定着化とは、国家法体系の枠組みにおいて完全な 1 つのまとまりとしての法令となるよう、法令案の内容及び法令作成技術を調和するプロセスであるとしている⁵¹。

問 57

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化を行う権限は誰が有しているか？

答:

「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」が公布されたことにより、州条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化は法令制定分野の行政を担当する省の出先機関又は機関が行う。

問 58

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化の申請プロセスはどのようなものか？

答:

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化は、法務人権省地方事務所長の任務及び機能に基づき、法務人権大臣からの委任により、法務人権省地方事務所長に対し書面で申請を行う。

問 59

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化プロセスを行えるようにするために州条例案が満たすべき要件は何か？

答:

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化プロセスを行えるようにするための要件は下記の通りである⁵²。

- a. 州条例案の申請は、法務人権省地方事務所長に対し提案者が書面で行う。
- b. 申請は下記を添付した上で行う:

⁵¹ 法務人権省、「地方で制定される法令案の法令ドラフターによる調和に関する 2018 年法務人権大臣令第 22 号」、公報 2018 年第 1133 号第 1 条 2 号

⁵² [条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化手順及び手続きに関する 2019 年法務大臣通達 No M.HH - 01.PP.04.2]

1. 州条例案の場合、解説又は説明、及び/又はアカデミックペーパー
2. 作成チーム長及び提案者の調整済みである旨の簡易署名を付与された州条例案
3. 地方政府の部局等間委員会結成に関する決定書、及び
4. 州条例案が条例制定計画内にあるリストに記載されていない場合、州条例案制定許可

提案者とは、州条例案の作成を提案する地方首長及び/又は州地方議会のことである⁵³。

ただし、実際には州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化のための事務的要件に不備がある場合、要件を充足するまで申請は差し戻される。

問 60

地方議会が提案する州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化手続きはどのようなものか？

答:

地方議会が提案する州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化手続きは下記の通りである：

- a. 地方議会が提案する州条例案については、地方議会議員、委員会、合同委員会又は条例制定機関がコンセプトの調和、一体化及び定着化の申請をすることが可能であり、法務人権省地方事務所が調整する。
- b. 地方議会議員、委員会、合同委員会又は条例制定機関が提案した条例案は下記を添付した上で書面により提出する:
 1. 解説又は説明、及び/又はアカデミックペーパー、及び
 2. 提案者名簿及び署名
- c. 地方議会議長は、コンセプトの調和、一体化及び定着化の枠組みにおいて検証を行うために法務人権省地方事務所長に条例案を提出する。

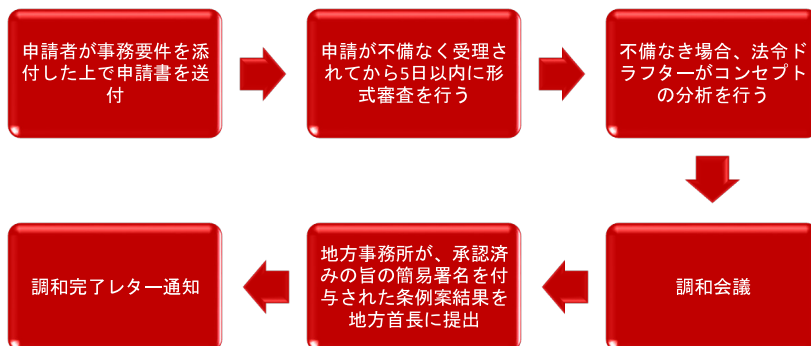
問 61

地方政府が提案する州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化手続きはどのようなものか？

⁵³法務人権省、「地方で制定される法令案の法令ドラフターによる調和に関する 2018 年法務人権大臣令第 22 号」第 1 条 4 号

答:

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化は、下記の手続きにより、法務人権省地方事務所が実施する⁵⁴：



備考:

- a. 形式審査は法務人権省地方事務所の法務人権サービス部が行う。
- b. コンセプトの分析は、条例案の内容及び作成技術に対しコンセプトの明確性を確認するために行う。
- c. 調和会議は条例案コンセプトの合意及び一体化の枠組みで行う。
- d. 法務人権省地方事務所が実施した条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化会議の参加者代表が条例案文書の各ページに承認の旨の簡易署名を付与する。
- e. 法務人権省地方事務所からの調和完了レターには、内容に問題がなく、法令及び裁判所の判決と調和が取れており、次の段階に進める旨を記載する。レターの写しは法規総局にも送付される。

問 62

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化会議の議長は誰が務めるのか？

答:

⁵⁴「条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化手順及び手続きに関する 2019 年法務人権大臣通達 No. M.HH - 01.PP.04.2」

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化会議は、地方事務所長が議長を務めるか又は初級高官を指名する。ただし、州条例案の調和の場で重要な問題を審議する及び/又は地方首長、地方議会議長団、地方官房長、地方の初級高官が出席する場合、地方事務所長が調和、一体化及び定着化会議の調整及び議長を務めるが、地方事務所長が不都合の場合には州条例案コンセプト調和、一体化及び定着化会議の議長を務めるべく、初級高官及び/又は法務担当行政官の指名が可能である⁵⁵。

問 63

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化を行う際にどのような側面に留意する必要があるか？

答:

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化において留意する必要がある側面は、少なくとも内容に関連する側面及び法令作成技術の側面の2つである。

a. 内容に関連する側面には、下記に基づき、地方において制定される法令案の内容のコンセプトの調和、一体化及び定着化が含まれる:

1. バンチャシラ
2. インドネシア共和国 1945 年憲法
3. 法の諸原則
4. 同レベル又は上位の法令
5. 裁判所の判決
6. 判例
7. 国際協定/条約
8. 慣習法
9. 国家長期開発計画、国家中期開発計画及び地方政府業務計画
10. 既存機関との関係
11. 地方財政への影響
12. 制定の理由、制定権限の根拠、制定の根拠、規制の方向性と対象に関するその他の要素

⁵⁵[条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化手順及び手続きに関する 2019 年法務人権大臣通達 No. M.HH - 01.PP.04.2]

- b. 作成技術の側面は、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」付属書類 II に記載の規定に留意する。

内容及び技術の側面に対する調和プロセスの前に、実施済みの計画及び作成段階に関連する事務的書類の不備の有無を確認する。

調和プロセスは、条例の実施及び条例の規定違反の場合の取締の仕組み、条例適用後に政府が望むフォローアップ、法令の意図及び目的達成のための法律の適用の有効性にかかる最大限の期待、国家予算又は地方予算で負担する資金の確保又は資金調達にも留意しなければならない。これらの全ては法令として施行予定の法令案に対する事前評価の枠組みで行われる。

問 64

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化会議に参加できるのは誰か？

答:

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化会議に参加できるのは下記の者である：

- a. 調和を申請する地方政府の部局等
- b. 関連する地方政府の部局等
- c. その他関連出先機関、及び
- d. 研究者、及び/又は大学の専門家⁵⁶

問 65

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化会議で否決、留保、又は解釈宣言が発出された場合どうなるか？

答:

州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化会議で、州条例案コンセプトの調和、一体化及び定着化に対する否決、留保又は解釈宣言が発出された場合、否決は形式的又は実体的理由により可能である。形式的理由による否決は、州条例案が法令の規定に基づく手続きを満たしていない場合に実施される。実体的理由による否決は、州条例案

⁵⁶ 「条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化手順及び手続きに関する 2019 年法務人権大臣通達 No M.HH-01.PP.04.2」

の内容が上位又は同じレベルの法規と矛盾している場合に実施される。

否決の場合、法務人権省地方事務所は否決の理由を添えて州条例案を差し戻す。1
以上の条の留保又は解釈宣言が必要な場合、留保又は解釈宣言を発出する。

問 66

コンセプトの調和、一体化及び定着化段階を経ずに決定した州条例の法的効果はどうか？

答:

コンセプトの調和、一体化及び定着化段階を経ずに決定した場合の州条例の法的効果については、州条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化は制定に至るまでのそれ以降の段階に進むことができるようにするための法令案の形式要件となっている法令の制定ステップの一部であるため、当該州条例には手続き上の瑕疵があり、最高裁判所の形式審査の対象になりうる。

問 67

州条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化の中で、*lex superior derogat legi inferiori*, *lex specialis derogat legi generali*, *dan lex posterior derogat legi priori*の原則の適用はどのようになっているか？

答:

ある法令と別の法令に矛盾がある場合、*lex superior derogat legi inferiori*, *lex specialis derogat legi generali*, *dan lex posterior derogat legi priori*の原則にある順序に基づく有効性に留意する必要がある。

lex superior derogat legi inferior、上位法優先の原則とは、上位法令は下位法令を排除するという意味のヒエラルキーの原則である。

例:

上位法優先の原則に基づき、「地方財政管理技術指針に関する2020年内務大臣令第77号」付属書類C地方歳入の4 正当な地方収入 d その他関連規定では、無償支援とは、拘束力を有さず、特定の計算に基づかず、受益者及び提供者に対する支出又は義

務の削減の結果を招かず、ハイコスト経済を引き起こさない他者からの寄付を含むと無償支援規制の構成に追加を加えている。この規制は、第46条 a で規定する無償支援とは、法令の規定に基づき地方の権限となっている行政実施の強化を支えるために、拘束力を有さない、中央政府、その他の地方政府、国民及び国内又は国外の事業体由来する金銭、物品及び/又は役務の形での支援のことでありと定める「地方財政管理に関する2019年政令第12号」第47条の規定と矛盾する。「地方財政管理技術指針に関する2020年内務大臣令第77号」と「地方財政管理に関する2019年政令第12号」に規定された無償支援の定義には相違がある。地方財政管理に関する州条例案の調和プロセスにおいて、上位法優先の原則に基づき、無償支援の規制は、「地方財政管理に関する2019年政令第12号」に準拠する。

「地方財政管理技術指針に関する2020年内務大臣令第77号」の規定が「地方財政管理に関する2019年政令第12号」に矛盾する場合、調和プロセスを行う時点で準拠するのは「地方財政管理に関する2019年政令第12号」である。

lex specialis derogat legi generali、特別法優先の原則とは、特別法(*lex specialis*)は一般法(*lex generalis*)を排除するという法の解釈の原則である。

例:

特別法優先の原則に基づき、特別な性質を有する法令である「鉱物及び石炭鉱業に関する2009年法律第4号の改正に関する2020年法律第3号」第6条(1)項h、k及びuに規定の、鉱物及び石炭鉱業管理における中央政府の非金属鉱物鉱業事業許可地域及び鉱石鉱業事業許可地域の設定、事業許認可発行及び金属鉱物、特定の種類の非金属鉱物、放射性鉱物及び石炭基準価格の設定権限は、一般的性質の法令、すなわち付属書類ccのエネルギー・鉱物資源分野の行政分担の2号に定める鉱物及び石炭分野の行政に関する州地方政府の権限を：

- a. 州内及び12マイルまでの海域における非金属鉱物及び鉱石鉱業事業許可地域の設定
- b. 12マイルまでの海域を含む州内の地方鉱業事業許可地域における国内投資の枠組みでの金属鉱物及び石炭鉱業事業許可地域の発行
- c. 12マイルまでの海域を含む州内の鉱業事業許可地域における国内投資の枠組みでの非金属鉱物・石炭鉱業事業許可地域の発行
- d. 小規模鉱業地域における金属鉱物、石炭、非金属鉱物、及び鉱石用の小規模鉱業

許可の発行

- e. 鉱業産品が州内に由来する国内投資の枠組みでの加工及び精製用の特別生産鉱業事業許可の発行
- f. 事業活動が州内にある国内投資の枠組みでの鉱業サービス事業許可及び登録証明書の発行
- g. 非金属及び鉱石の基準価格の設定
であると定めた「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」を排除する。

鉱物及び石炭鉱業に関する州条例案調和プロセスにおいて、特別法優先の原則に基づき、非金属鉱物鉱業事業許可地域及び鉱石鉱業事業許可地域の設定、事業許認可発行及び金属鉱物、特定の種類の非金属鉱物、放射性鉱物及び石炭基準価格の設定に関する規制は、「鉱物及び石炭鉱業に関する2009年法律第4号の改正に関する2020年法律第3号」第6条（1）項 h、k 及び u の規定に準拠する。

この規制は、付属書類ccのエネルギー-鉱物資源分野の行政分担の2号の中で鉱物・石炭分野の行政の鉱物及び石炭行政に関する州地方政府の権限を定めている「地方政府に関する2014年法律第23号」が規定する県/市の地方政府の権限に適用されない。

lex posterior derogat legi priori、後法優先の原則とは、同レベルの規則の場合、新しい法令は古い法令を排除するという意味である。

例:

後法優先の原則に基づき、（1）項 a に規定の沿岸地域及び小島区割計画、（1）項 b に規定の国家戦略地域区割計画、及び（1）項 c に規定の特定国家戦略地域区割計画の計画地域の計画境界は中央政府が定めるという「沿岸地域及び小島管理に関する2007年法律第27号」第7条（2）項の規定の改正である「雇用創出に関する2020年法律第11号」第18条2号の規定にある新たな法令は、旧規則、すなわち「沿岸地域及び小島管理に関する2007年法律第27号」第7条（3）項にある、地方政府は、各自の権限に基づき（1）項で規定するすべての計画の作成の義務を負うという規定を排除する。地域空間整備計画に関する州条例案の調和プロセスにおいて、沿岸地域及び小島管理区割計画に関する規制は、「沿岸地域及び小島管理に関する2007年法律第27号」第7条（2）項の改正規定に準拠する。

問 68

県/市条例案作成プロセスはどのようになっているか？

答:

州条例案作成プロセスは、県/市作成プロセスに準用され、県/市条例案のコンセプトの調和、一体化及び定着化を含め、法令制定分野の行政を担当する省又は機関の出先機関が実施する。

C. 審議

問 69

州条例案審議段階とは何か？

答:

州条例案審議段階とは、州条例案の作成プロセス後に行われる法令の制定プロセスのことである。州条例案の審議は、州地方議会及び州知事が共同で行う⁵⁷。

問 70

州条例案審議段階はどのようなものか？

答:

州条例案の審議段階は、州地方議会の委員会/特別委員会/立法機関の会議及び本会議で行われる⁵⁸。

州知事が提案する州条例案の第 1 レベルの話し合い及び第 2 レベルの話し合いにおいて、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2015 年（日本語訳注：原文ママ。正確には 2014 年）大統領令第 87 号」第 105 条から第 109 条の規定は、「州、県及び市議会の服務規則作成指針に関する 2018 年政令第 12 号」第 9 条（1）項から（4）項の規定と同一である。違いは、第 1 レベルの話し合いの段階で地方議会及び地方首長又は代表として指名を受けた官吏との審議の最後に、会派の最終意見表明が追加されていることのみである。

州知事が提案する州条例案の第 1 レベルの話し合い及び第 2 レベルの話し合いの段階

⁵⁷ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の改正に関する法律」第 75 条（1）項

⁵⁸ 同書第 75 条（2）項及び（3）項

は下記の通りである:

a. 第 1 レベルの話し合い:

1. 州知事が提案する州条例案の場合、下記が行われる:
 - a) 条例案に関する州知事からの本会議での説明
 - b) 条例案に対する会派の一般見解表明及び
 - c) 会派の一般見解に対する州知事のコメント及び/又は回答
2. 地方議会が提案する州条例案の場合、下記が行われる:
 - a) 条例案に関する委員会代表者、合同委員会代表者、地方立法機関代表者、又は特別委員会代表者による本会議での説明
 - b) 州条例案に対する州知事の意見、及び
 - c) 州知事の意見に対する会派のコメント及び/又は回答
3. 州知事又は代表として指名を受けた官吏と共同で行われる委員会、合同委員会、又は特別委員会会議での審議⁵⁹

b. 第 2 レベルの話し合い:

1. 下記を行った上での本会議での決議:
 - a) 委員会/合同委員会/特別委員会の代表者による会派の意見及び審議結果を内容とする報告、及び
 - b) 本会議議長による委員への口頭による同意の要請
2. 州知事の最終意見

地方議会及び地方首長が提案する条例案審議段階は、共同承認を得るために地方議会及び地方首長が審議する⁶⁰。条例案の審議は、第 1 レベルの話し合い及び第 2 レベルの話し合いを経て行われる⁶¹。

a. 第 1 レベルの話し合い:

1. 地方首長が提案する条例案の場合:
 - a) 条例案に関する地方首長からの本会議での説明
 - b) 条例案に対する会派の一般見解表明、及び

⁵⁹ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」第 105 条

⁶⁰ 「州、県、及び市地方議会服務規則作成指針に関する 2018 年政令第 12 号」第 9 条（1）項

⁶¹ 同書第 9 条（2）項

- c) 会派の一般見解に対する地方首長のコメント及び/又は回答
- 2. 地方議会が提案する条例案の場合:
 - a) 条例案に関する委員会代表者、合同委員会代表者、地方立法機関代表者、又は特別委員会代表者による本会議での説明
 - b) 条例案に対する地方首長の意見、及び
 - c) 地方首長の意見に対する会派のコメント及び/又は回答:
- 3. 地方首長又は代表として指名を受けた官吏と共同で行われる委員会、合同委員会、又は特別委員会会議での審議
- 4. 地方首長又は代表として指名を受けた官吏との審議の最後に行われる会派の最終意見陳述⁶²。

b. 第 2 レベルの話し合い

- 1. 下記を行った上での本会議での決議:
 - a) 委員会/合同委員会/特別委員会代表者による審議プロセス、会派の意見及び第 1 レベルの話し合い結果を内容とする報告
 - b) 本会議議長による委員への口頭による同意の要請、及び
 - c) 地方首長の最終意見
- 2. 1 号 b) に規定の同意が話し合いによる合意で得られなかった場合、過半数票に基づく決議
- 3. 条例案が地方議会及び地方首長の共同承認を得られなかった場合、当該会期の地方議会の審議において当該条例を再び提案することはできない⁶³

問 71

県/市条例案の審議プロセスはどのようなものか？

答:

州条例の審議プロセスは、第 1 レベルの話し合い及び第 2 レベルの話し合いを含め、県/市条例の審議プロセスにも準用される。

問 72

話し合いによる合意に達しない場合、審議段階で何を行うか？

⁶² 同書第 9 条 (3) 項

⁶³ 同書第 9 条 (4) 項

答:

話し合いによる合意に達しない場合、審議段階において過半数票に基づく決議を行う。

問 73

州地方議会及び州知事の共同承認を得られなかった州条例案は会期内の審議で再提案することが可能か？

答:

州条例案が州地方議会及び州知事の共同承認を得られなかった場合、当該会期の地方議会の審議において当該州条例案を再び提案することはできない⁶⁴。

問 74

州条例案の支援とは何か？

答:

州条例案の支援とは、州条例の形式での地方の法令の決定前に、内容及び作成技術について書面での指導を行うことである⁶⁵。

問 75

州条例案の支援手順はどのようなものか？

答:

州条例案の支援実施手順は、第 1 レベルの話し合い後⁶⁶に下記の段階を経て行われる:

a. 大臣が地方自治総局長を通じて州に行く支援は、支援申請レターを受理してから 15 日以内に行う。

支援申請書には下記を添付する：

1. 州条例案及び/又は州地方議会令案、ハードコピー及び PDF 形式のソフトコピー、及び
2. 州条例案支援の場合、第 1 レベルの話し合い記録

⁶⁴ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」第 106 条（2）項

⁶⁵ 内務省、「地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号の改正に関する内務大臣令」第 1 条 29 号

⁶⁶ 内務省、「地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号の改正に関する内務大臣令」第 88 A 条

- b. 州法務局と共同で調整を行った後、大臣名義による地方自治総局長レターの形式での州条例案、州知事令案、及び州地方議会令案に関する支援結果
- c. 州法務局との共同での調整は、地方自治総局長が支援レターに署名する前に行う
- d. なお、下記に該当する場合
 - 1. 地方自治総局長が一時的又は恒久的に不都合の場合、支援結果は代理又は代行の者が署名する。
 - 2. 州地方官房長が一時的又は恒久的に不都合の場合、支援結果は地方官房局官吏が署名する⁶⁷。

問 76

地方議会本会議での決議の仕組みはどのようなものか？

答:

地方議会本会議での決議の仕組みは下記の通り実施する⁶⁸。

- a. 委員会、合同委員会又は特別委員会の代表者による審議プロセス、会派の意見及び第 1 レベルの話し合い結果を内容とする報告
- b. 本会議議長による委員への口頭による同意の要請、及び
- c. 地方首長の最終意見

本会議での議長による委員への口頭による同意が話し合いによる合意により得られない場合、過半数票に基づく決議を行う⁶⁹。

問 77

条例案が共同承認を得られない場合の結果はどうなるか？

答:

条例案が地方議会及び地方首長の共同承認を得られなかった場合、当該会期の地方議会の審議において当該条例案を再び提案することはできない⁷⁰。

⁶⁷ 同書第 89 条

⁶⁸ 「州、県、及び市地方議会服務規則作成指針に関する 2018 年政令第 12 号」第 9 条（4）項 a、及びそれに関連する「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号」第 105 条及び第 106 条

⁶⁹ 同書第 9 条（4）項 b

⁷⁰ 同書第 9 条（4）項 c 及び「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号」106 条（2）項

問 78

条例案を地方議会又は地方首長が差し戻すことは可能か、またその場合の仕組みはどのようなものか？

答:

地方議会及び地方首長が共同で審議する前又は審議時段階において地方議会又は地方首長が条例案を差し戻すことが可能である。

地方議会及び地方首長による条例案の共同審議がまだ行われていない場合、条例案は:

- a. 地方議会が提案する条例案の場合、差し戻しの理由を添えた上で、地方議会議長団決定書に基づき、又は
 - b. 地方首長が提案する条例案の場合、差し戻しの理由を添えた上で、地方首長レターに基づき
- 差し戻しが可能である⁷¹。

条例案が地方議会及び地方首長によって共同審議中である場合、条例案は地方議会及び地方首長の共同承認に基づく場合に限り差し戻しが可能であり、地方首長が出席する本会議においてこれを行う⁷²。差し戻された条例案は、会期内に再び提案することはできない⁷³。

問 79

共同承認を得られているが地方首長が署名をしない場合、条例案の決定はどうなるか？

答:

州条例案が地方議会及び地方首長の共同承認を得てから 30 日以内に地方首長がこれに署名をしない場合、当該条例案は正式に条例となり、公布をすることが義務付けられる⁷⁴。州知事が署名をしない州条例案は、地方官報の条例公布を行う前に、条例最

⁷¹ 同書第 10 条（1）項、（2）項、及び（3）項

⁷² 同書第 10 条（4）項及び（5）項

⁷³ 同書第 10 条（6）項 c

⁷⁴ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」第 118 条（1）項

終ページの公布を行った官吏名の次に「本条例は合法である（Peraturan Daerah ini dinyatakan sah）」という文を付与しなければならない⁷⁵。

問 80

共同承認を得られており、登録番号を付与された条例案は地方首長以外が署名をすることは可能か？

答:

共同承認を得ており、登録番号が付与された条例案は、地方首長以外が署名することが可能である。地方首長が一時的又は恒久的に不都合の場合、条例案の署名は代行、代理、暫定官吏又は地方首長の官吏が行うことが可能である⁷⁶。代理、暫定管理又は地方首長の官吏は、就任後初めて署名を行う場合、内務大臣から書面の承認を得る必要がある。

D. 決定

問 81

地方議会及び州知事が共同承認済みの州条例案の登録番号の付与の仕組みはどのようなものか？

答:

州条例案の登録番号の付与の仕組みは、評価及び支援が行われた州条例案を州知事及び州地方議会が共同で調整した後、州知事が内務省官房法務局長を通じて内務大臣への州条例案の登録番号付与申請を行うことで実施される⁷⁷。

大臣は官房法務局長を通じて、登録番号付与にあたり、調整された条例案の確認を行う⁷⁸。確認の結果、条例案が評価結果及び支援結果にそぐわないとされた場合、条例案に登録番号は付与されない⁷⁹。

⁷⁵ 同書第 118 条 (2) 項

項 ⁷⁶ 内務省、「地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号の改正に関する内務大臣令」第 108 条 (2)

項 ⁷⁷ 内務省、「地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号の改正に関する内務大臣令」第 101 条 (1)

⁷⁸ 同書第 101 条 (5) 項

⁷⁹ 同書第 101 条 (5) 項

問 82

条例の決定とは何か？

答:

条例の決定とは、共同承認後に登録番号が付与され、地方首長が条例に署名をするプロセスのことである。

問 83

可決（pengesahan）と決定（penetapan）の違いは何か？

答:

可決と決定の違いであるが、可決は法律案にのみ適用され、決定は法律より下位の法令に適用されることである。

「可決（pengesahan）」と「決定（penetapan）」の語は同じ意味を有する。可決は国会及び大統領の共同承認が必要な形式的な意味での法律の場合に用いられ（*wet in formele zin*）、実体的意味（*wet in materiele zin*）の法律の決定は、国民の代表者/議会の承認を必要とせず権限を有する国家機関又は官吏により制定される場合に用いられる。

条例案を条例とする場合の可決手続きは、基本的には法律案を法律として可決する場合と同じで下記の2つの段階がある：

- (1) 実体的可決、及び
- (2) 形式的可決

地方議会及び州知事の共同承認は、実体的可決である。州知事による条例の可決は形式的可決である。

問 84

州条例決定実施の仕組みはどのようになっているか？

答:

登録番号を付与され、州条例案は、決定及び公布を行うために州知事に戻される。

条例決定の仕組み:

- a. 登録番号を付与された州条例案は、州知事により州条例として決定される。
- b. 地方議会及び州知事との共同承認を受けてから30日以内に、州知事が州条例案に署名して決定する。
- c. 州条例の署名は、下記の者に提出するために4部作成する:
 1. 地方議会
 2. 地方官房長
 3. 記録用として州法務局、又は県・市法務部、及び
 4. 提案した地方政府の部局等
- d. 州知事が署名をした州条例文書には、州の官房長が年と数字を用いた番号を付与する。
- e. 州知事が30日以内に州条例案に署名しない場合、当該州条例案は正式に条例となり、公布が義務付けられる。
- f. 州知事が署名をしない州条例案は、地方官報の条例公布を行う前に、条例最終ページに「本条例は合法である (Peraturan Daerah ini dinyatakan sah)」という文を付与しなければならない。

制定予定の条例案の署名の付与は、電子署名を用いることが可能である。

計画から公布までの法令の制定の各段階においても、法令の規定に基づき、認証を受けた電子署名の付与が可能である。⁸⁰

E. 公布

問 85

州条例の公布とは何か？

答:

州条例の公布とは、州の官報及び州の官報補遺への州条例の記載のことである。

問 86

⁸⁰ インドネシア、「2011年法律第12号」第97B条(2)項及び(3)項

公布の目的は何か？

答:

州の官報及び州の官報補遺での州条例の公布は、各人が州条例を知っているとみなすためである。

州条例が別の定めをする場合を除き、基本的に、州条例は公布の日から施行し、拘束力を有する法的効力をもつ。例外は、例えばインフラ設備の準備又は条例を実施するために必要な組織の態勢等の事情で起こりうるものである。

問 87

地方官報、地方官報補遺及び地方公報での公布の権限は誰が有しているか？

答:

地方官報及び地方官報補遺での条例の公布並びに地方公報での地方首長規則の公布は、地方官房長が行う。

地方官房長が一時的又は恒久的に不都合の場合、条例及び地方首長規則の公布は、地方官房長の代行、代理又は暫定官吏が行う⁸¹。

問 88

地方官報及び地方官報補遺での条例の公布並びに地方公報での地方首長規則の公布プロセスはどのようなものか？

答:

決定された条例は地方官報で公布される。一方、決定された地方首長規則は地方公報で公布する。それらの条例及び地方首長規則は、当該法令が別の定めをする場合を除き、公布の日から施行され、法的拘束力を有する。

問 89

条例付属書類の公布はどこに記載されるのか？

⁸¹ 同書第 124 条(2)項

答:

付属書類は、条例本文と不可分一体であるため、付属書類の公布は、条例本文の公布と1つのまとまりとして地方官報に記載される。

問 90

条例の公布のナンバリングとは何か？

答:

条例の公布のナンバリングとは、地方官報で公布される条例への番号付与プロセスのことである。州条例の州官報での公布のナンバリングは数字を用いた番号を用いて州法務局長が行う。公布された条例にはその後認証が行われる。

問 91

認証とは何か？

答:

認証とは、原本に基づく地方の法令の写しのことである⁸²。

問 92

公布された条例の認証は誰が行うのか？

答:

公布された州条例認証は、州法務局長が行う。

問 93

地方首長規則の制定プロセスはどのようになっているか？

答:

⁸² 同書第1条20項

州条例の制定プロセスは、地方首長規則の制定プロセスに準用される。地方首長規則は、上位法令の委任がある又は権限に基づき制定されている限り、その存在が認められ、法的拘束力を有する⁸³。

⁸³ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の改正に関する法律」第 8 条（2）項

第 3 章

条例及び地方首長規則の周知、住民参加及び翻訳

A. 周知

問 94

周知とは何か？

答:

周知とは、作成中、審議中、および公布された下記について住民がそれらの条例に意見又はコメントを出す、又は公布された条例を理解するために住民に情報を通知する活動のことである：

- a. 条例立法計画（日本語訳注：原文ママ。）、及び/又は
- b. 条例案

それらの条例の周知は、例えば電子媒体及び/又は印刷媒体を通じて行われる⁸⁴。

問 95

条例及び地方首長規則の周知はどのように行うか？

答:

周知を行う条例又は地方首長規則は下記の条件を満たしていなければならない：

- a. 認証を受け、地方官報、地方官報補遺又は地方公報で公布された文書の写しである、及び
- b. 周知する条例又は地方首長規則は、ステークホルダー及び障害者を含むすべての住民がアクセスしやすいようにする。

問 96

周知はどの段階で行うか？

答:

周知は、地方立法計画作成から、条例案作成、条例案審議、条例公布に至るまで地方議会及び地方政府が共同で行う。

⁸⁴ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の改正に関する法律」第 92 条（1）項注釈

問 97

周知を行うのは誰か？

答:

- a. 地方立法計画は、地方議会の地方立法機関の調整のもと、地方政府が地方議会と共同で周知する。
- b. 地方議会が提案する条例案は、条例案を提案する委員会が、解説又は説明、及び/又はアカデミックペーパーを添付して周知する。
- c. 地方首長が提案する条例案は、地方官房長が周知する。
- d. 条例は、地方議会及び地方政府が周知する。
- e. 州地方政府が州法務局を通じて、提案を行った地方政府の部局等とともに州条例を周知する、及び
- f. 県/市地方政府が県・市法務部を通じて、提案を行った地方政府の部局等とともに県/市条例を周知する

B. 住民参加

問 98

住民参加とは何か？

答:

住民参加とは、条例の制定に願望、考え及び利害を伝えるために住民が参加することである。

問 99

住民は条例制定にどのように参加できるか？

答:

住民は、条例制定の各段階において口頭及び/又は書面で意見を提出することで条例制定に参加することが可能である。住民はオンライン及び/又はオフラインで意見を提出する。住民からの意見は、アカデミックペーパー及び/又は周知する条例案に対して提出することが可能である。

問 100

条例制定の意見提出権を有する住民とは誰のことか？

答:

条例制定の意見提出権を有する住民とは、条例案の内容に対し、直接影響を受ける及び/又は利害を有する個人又は団体⁸⁵である。

問 101

住民参加にあたり、関与すべき関係者の優先順位づけが必要か？

答:

条例制定に関与する関係者の優先順位は、制定予定の条例の中で審議される内容に直接影響を受ける関係者に対して定める。

一般的に、住民参加に関与する関係者の基準は下記の通りである:

- a. 審議予定の問題に長けている。
- b. 学術的/専門的背景を有する。
- c. 審議予定の分野の経験を有する、及び/又は
- d. 審議する内容に直接影響を受ける⁸⁶。

問 102

条例制定をどのようにして住民に通知するのか？

答:

条例制定は、条例制定者が住民に対しオフライン及び/又はオンラインでの下記の活動を通じたパブリックコンサルテーションを行う方法で通知する：

- a. 公聴会
- b. 業務訪問

⁸⁵ 「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」により改正された「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」第 96 条（3）項注釈。団体とは、市民団体/組織、専門家組織、管轄する省に登録されている NGO、慣習法民、及び障害者のことである。

⁸⁶ 同書第 6 条